

令和6年度事業計画

日本商品委託者保護基金

基金は、商品先物取引法に基づく業務を行うとともに、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成24年法律第86号）附則第4条第1項の規定に基づき、特定委託者保護基金として、特定会員に係る特定業務を行う。

I. 一般委託者等への支払及び関連業務

基金は、会員（特定会員を含む。以下同じ。）に弁済事故が発生した場合には、法令、定款及び業務規程の定めに従い、迅速かつ適切に処理し、委託者債務又は顧客債務の弁済に万全を期する。

（1）弁済難易度の認定及び分離保管弁済等

会員が通知商品先物取引業者（特定会員については通知金融商品取引業者）に該当したときは、基金は直ちに分離保管財産又は区分管理財産など委託者資産又は顧客資産の確保を図るとともに立入監査を行い、委託者資産保全措置及び財産管理措置状況、財務内容及び紛議債権の実情等を把握するとともに、運営審議会の意見を聴いて、弁済難易度の認定を行う。

基金は、当該会員について弁済困難の認定又は分離保管弁済案件（特定会員については区分管理弁済案件）の認定を行ったときは、委託者資産保全措置又は財産管理措置により保全された分離保管財産又は区分管理財産を回収する。回収した分離保管財産又は区分管理財産は弁済財源に組み入れ、これにより委託者又は顧客に対する弁済を行う。

（2）一般委託者等に対する支払

基金は、通知商品先物取引業者に該当した会員（特定会員については通知金融商品取引業者）について弁済困難の認定を行ったときは、

委託者又は顧客に対し回収した分離保管財産又は区分管理財産による弁済を行い、これにより弁済されない一般委託者又は一般顧客の委託者債権又は顧客債権について、1人1千万円を限度として一般委託者支払又は一般顧客支払を行う。

これらの支払に伴い取得した補償対象債権について、その回収に努めるものとする。なお、訴訟等によっても回収が見込めないものについては、所要の手続により償却を行う。

(3) 自主弁済及び返還資金融資

基金が通知商品先物取引業者又は通知金融商品取引業者に該当した会員について自主弁済案件として認定を行ったときは、委託者債権又は顧客債権が完済されるまでの間、営業日毎に委託者等への証拠金返還状況の報告を求める等の措置をとることにより委託者債権又は顧客債権の自主的な弁済が確実に行われるよう監視に努める。

会員が通知商品先物取引業者又は通知金融商品取引業者に該当し基金が自主弁済案件の認定を行った案件について、当該通知商品先物取引業者等が主務大臣の適格性認定を得た場合には、基金はその申込みを受けて返還資金融資を行うかどうかの決定を速やかに行う。

II. 委託者保護資金及び負担金等の徴収・管理

基金は、一般委託者への支払等の財源として負担金の徴収等を行うとともに、委託者保護資金の管理を適切に行う。

(1) 委託者保護資金の額

令和6年度当初における委託者保護資金の額は、令和5年度において一般委託者支払及び一般顧客支払が生じないことが見込まれるので、業務規程に定める委託者保護資金の造成水準（98億円）を上回るものと見込まれる。

(2) 資金積戻計画

委託者保護資金の額が業務規程に定める委託者保護資金の造成水準を上回ると見込まれるので、令和6年度においては資金積戻計画を定めない。

（3）負担金の徴収

令和6年度は資金積戻計画を定めないので、新規会員負担金及び一般負担金の徴収は行わない。

（4）委託者保護資金等の管理

委託者保護資金等は、定款第62条及び会計規程第7条の規定に基づき適切に管理する。

III. 委託者資産保全措置等の管理

基金は、委託者資産及び顧客資産の保全を図るため、分離保管弁済契約の締結等により、委託者資産保全措置及び財産管理措置の適切な管理を行う。

（1）分離保管弁済契約及び区分管理弁済契約の締結

基金は、指定信託、基金分離預託（特定会員については基金区分預託）、銀行等保証及び基金代位弁済が会員により適切に行われるよう、会員と分離保管弁済契約又は区分管理弁済契約を締結する。

基金は、会員と当該契約を締結又は契約型変更したときは、締結又は変更した会員の名称、対象等を公告する。

（2）指定信託の管理

基金は、会員の委託者又は顧客を信託元本の受益者とする指定信託の受益者代理人となり、信託元本が適切に確保されるようその管理を行う。また弁済事故が発生した場合には、信託機関に対し信託元本に係る受益権の行使を適切に行う。

（3）基金分離預託及び基金区分預託の管理

基金は、基金分離預託として会員から金銭の預託を受ける。また、基金区分預託として特定会員から金銭の預託を受ける。

（4）銀行等保証の管理

基金は、支払保証限度額の適切な管理を行う。また、弁済事故が発生した場合には、保証金融機関に対し保証支払の指示を適切に行う。

（5）基金代位弁済の管理

① 基金代位弁済契約の締結等

令和6年度においては、令和7年1月～12月の契約期間に係る契約締結の希望者を募集する。

応募した会員については、審査の後、契約締結の諾否及び代位弁済限度額、代位弁済担保の額等を適切に決定する。また、契約期間中ににおいて代位弁済限度額の変更を希望する会員に対しては、委託者資産保全に支障がないこと等の確認ができる場合、代位弁済限度額の変更を行う。

② 代位弁済担保

(イ) 代位弁済担保

代位弁済担保については、金銭及び東証プライム市場の上場株式とする。

(ロ) 代位弁済担保率

代位弁済担保については、契約額の20%以上とする。

基金は、契約を締結した会員の経営を監視するとともに、必要に応じ契約期間の短縮及び代位弁済担保の増額等を行う。

③ 代位弁済手数料

代位弁済手数料については、代位弁済限度額の0.15%を徴収す

る。

④ その他

基金代位弁済支払を行ったときは、預託されている代位弁済担保を取得し、これで回収できなかつた支払額について、基金は、会員が有する債権等の回収に努めるものとする。

なお、基金に加入する会員が基金代位弁済委託契約の締結を希望する場合には、業務規程に基づき会員の純資産額の区分に応じて定められている基金代位弁済拠出金の納付を求めるこことする。

IV. 会員に対する監視、監査等

基金は、委託者資産及び顧客資産の適切な保全及び弁済事故の未然防止を図るため、会員に対する監視、監査等を行う。

(1) 会員に対する常時監視

基金は、月次報告書等に基づき、会員の財産及び経理の状況に対し常時監視を行うとともに、会員から月次報告書等及び分離保管等に関する調書の報告を受ける c f e f システムをコストを抑え効率的に運用する。

(2) 会員に対する監査

基金は、定款及び監査規則に基づき、必要に応じ会員に対し書面監査及び立入監査を行う。

また、関係機関と調整しながら、会員に対する効率的な監査の実施を図る。

(3) 外部監査

会員は業務規程第26条の規定に基づき、原則として財務諸表につき監査法人又は公認会計士による監査を受けることとする。

ただし、一定の要件に該当する会員については、基金による厳格な

財務監査を受けること等を条件に、監査法人等の監査を免除する。

（4）改善の指示等

会員の財産若しくは経理の状況又は業務の運営について改善を要すると考えられる場合は、基金は、関係機関と連携しつつ、改善の指示、指導等を行う。

（5）会員に対する制裁

会員が定款に定める制裁事項に該当すると認められる場合は、基金は、規律委員会の決定又は理事会の議決により制裁を科す。

V. 入会金及び会費

（1）入会金

新規会員から 420 万円を徴収する。

（2）会費

入会金及び会費に関する規則に基づき、定額会費 20 万円（年額。途中加入の場合は、月割計算。）及び所定の定率会費（原則、四半期ごと）を徴収する。

VI. その他の業務

（1）裁判上又は裁判外の行為

基金は、商品先物取引法第 311 条第 1 項及び金融商品取引法第 79 条の 60 第 1 項に規定する裁判上又は裁判外の行為に関する業務を必要に応じ行う。

（2）委託者保護（投資者保護を含む。以下同じ。）業務に関する調査及び研究

委託者保護業務及びこれに付随する業務、また、代位弁済契約の契約会員・契約金額の増加策について、調査研究を行うとともに、制度検討委員会等を開催し、その改善策を検討する。

（3）広報の実施

基金が行う委託者保護業務の内容について会員及び関係者、更には広く一般の理解の増進を図るため、必要に応じ定款及び業務規程の英語版の作成、また、パンフレットやホームページによる情報提供及び統計データの発表等を行う。

（4）関係機関との連携及び協力

主務省及び金融庁、財務省並びに関係団体と連携を図るとともに、諸施策について、必要に応じ協力をを行う。

（5）その他の諸問題への対応

- ① 商品市場の活性化や商品デリバティブ取引の拡大など、新規業者の参入促進を含む業界の発展に向けて、取引所、関係団体とともに積極的に取り組む。
- ② 代位弁済積立金を活用した普及啓発事業の早期開始を目指し、主務省等と必要に応じ折衝し、実現に向けて体制を整える。
- ③ 弁済困難事案の発生等を勘案し、一般委託者支払及び一般顧客支払の財源となる委託者保護資金の造成水準（現在98億円）の見直し等を検討する。